法律の現場から 122

ブラックバイトにご用心

弁護士　新山　直行

夏休みをきっかけにアルバイトを始めた学生さんも多いかと思います。ところで、「ブラックバイト」という言葉をご存じでしょうか?近年、爆発的にその知名度が広がっています。私自身も学生時代はブラックバイトに苦しめられましたし、現在は、ブラックバイト被害対策弁護団あいちの一員として活動中です。弁護団ではブラックバイトを「学生であることを尊重しないバイト」と定義しています。学生は働いてだけいればよいわけではなく、本分である学業をも遂行しなければなりません。労基法などを守らない違法なバイトは論外のこと、学生という特殊な立場を尊重しない不当なバイトも問題視しています。シフトが曜日固定で絶対に休むことを許さないバイト先では、シフトがかぶってしまった期末試験を受けられず単位を落し、進級・卒業できない例、就職面接が受けられないという酷い例もあります。休めばいいじゃないかと思うところですが、最近では、学生の責任感に巧妙に働きかけて休めなくする場合もあれば、学生が払えないような多額な損害賠償をちらつかせたりする悪質な例もあります。バイトでおかしいなと思ったら弁護団に気軽に相談してみてください。